

あなたにもできる！

住 民 監 査 請 求 マ ニ ュ ア ル

仙台市民オンブズマン

【目次】

第1章 住民監査請求制度の概要.....	3
1 はじめに	3
2 住民監査請求とは?	3
3 住民監査請求書の概要.....	4
第2章 住民監査請求をやってみましょう!	6
Q1 監査請求をできるのは誰なの?～監査請求の主体	6
Q2 監査請求に費用は必要なの?	6
Q3 どのような事に対して監査請求ができるの?～監査請求の対象.....	6
Q4 どうやって監査請求をすればいいの?～監査請求の方法・様式.....	7
Q5 いつまで監査請求ができるの?～監査請求の期間	7
Q6 どのような措置を求めることができるの?～求める措置・相手方	8
Q7 どのような場合に措置がなされることになるの?～違法・不当	8
Q8 資料を付ける必要はあるの?～事実証明書	9
Q9 資料はどこで手に入れればいいの?	9
Q10 監査請求書には何を書けばいいの?～監査請求書の形式・様式.....	10
Q11 監査請求をしたあとはどうすればいいの?～意見陳述	10
Q12 監査の結果はいつ出されるの?～監査期間.....	11
Q13 監査請求が認められたらどうなるの?～勧告	11
Q14 監査の結果に不服がある場合はどうすればいいの?～不服手段.....	12
第3章 書式集	13
○ 住民監査請求書.....	13
○ 情報公開請求書.....	14
○ 事実証明書添付の仕方	15

第1章 住民監査請求制度の概要

1 はじめに

日々生活している中で、新聞やニュースなどで、「この公金は無駄遣いではないか。」「こんなことのために公金を支出することはおかしいのではないか。」などと疑問に思われることがあると思います。

このような素朴な疑問に対して、行政に調査・説明を求めるために住民なら誰でも利用できる制度として「住民監査請求」があります。

当オンブズマンでは、これまで、公金支出の無駄遣いに対して多くの住民監査請求を実施してきました。

そこで、これまでの経験を「マニュアル」にまとめることと致しましたので、公金支出等について何かできないかと考えている方々に対し、1つの参考になればと思います。

2 住民監査請求とは？

住民は、地方公共団体が、違法・不当に公金を支出したり、財産の管理を怠ったりしている場合、監査委員にこれらについて監査を求め、その行為の防止、是正や、地方公共団体の損害を補填するための措置を講じるよう請求することができます。

住民自身が主体的に地方公共団体の適正な財産管理を求めることができるのです。これが住民監査請求です。

3 住民監査請求書の概要

例えば、あなたが新聞の朝刊で「贈賄の疑いで辞職した局長に退職金満額支給か？批判免れず。」と書かれた記事を目にしたとしましょう。「これはけしからん。賄賂をもらった局長に退職金をやる必要はない！」と考えたとき、退職金の支給を止めることができる方法として住民監査請求を活用することができます。ぜひ住民監査請求をしてみてください。

住民監査請求は決して難しいものでも、面倒なものでもありません。

1) 形式は難しくありません！

住民監査請求は紙に書いて行わなければなりませんが、形式は全く難しくはありません。原稿用紙に書いてもいいですし、コピー用紙やわら半紙に書いてもOKです。もちろん手書きでも結構です（詳しくは、【第3章・書式集】をご参照ください。）。

2) 書き方のポイント

ポイントは、請求の内容をどのように書くのかです。次の3点は押さえて書くようにしてください。

- ① 誰のどのような行為が問題なのか
- ② なぜ①の行為は許されないのか
- ③ ①の行為を是正するために、どのような措置が必要なのか

例えば、贈賄の疑いで辞職した局長に退職金が満額支給されるのを止めたいという場合でしたら、①の部分として「〇市市長甲は、贈賄の疑いで20××年●月●日付けで辞職した〇市の元総務局長乙に対し、約4000万円もの退職手当を支払おうとしています。」、②の部分として「本来乙氏については、違法行為を行ったと

して懲戒免職にして退職金を支払うべきではありません。そうであるにもかかわらず乙氏の辞職を認めて退職金を満額支給するのは違法かつ不当です。」，③の部分として「市長甲が乙氏に退職手当を支払わないよう，監査委員は市長に勧告してください。」と書くことが考えられます。

3) 事実証明書が必要です！

住民監査請求にあたっては，住民監査請求が事実に基づくものであることを明らかにしないといけないため，事実証明書を添付する必要があります。

例えば，贈賄の疑いで辞職した職員に退職金が満額支給されるのを差し止めたいという上記の場合でしたら，あなたが読んだ新聞記事が事実証明書になるでしょう。

第2章 住民監査請求をやってみましょう！

Q1 監査請求をできるのは誰なの？～監査請求の主体

監査請求を行うことができるのは、地方公共団体の「住民」です。あなたが住んでおり、かつ、住民票がある地方公共団体であれば、監査請求ができることに問題はないでしょう。

なお、未成年者、外国人、法人、権利能力なき社団（市民オンブズマンが代表的な例です）についても、監査請求を行うことができると考えられています。

Q2 監査請求に費用は必要なの？

監査請求をするために費用は必要ありません。

もっとも、【Q14】で述べますが、監査の結果に不服があるときに住民訴訟を提起する場合、印紙代（13,000円）等の裁判費用がかかります。また、監査請求をするために情報公開で資料を集める場合、コピー代がかかる場合があります。

Q3 どのような事に対して監査請求ができるの？～監査請求の対象

地方自治体や地方公務員、地方議会議員がお金を支出したり、財産を管理・処分したりする行為、つまり、地方公共団体の「財産」に関することは、広く監査請求の対象になるとお考えいただいても結構です。

例えば、現在世間を賑わせている地方議会議員の不正な政務活動費の支出、贈賄容疑が持ち上がって退職した公務員に対する退職金の支出、不当に廉価に地方自治体の財産を売却することなどです。

【法律ではこうなってます！】

正確には、公金の支出，財産取得管理処分，契約の締結履行，債務その他の義務の負担，公金の賦課徴収を怠る事実，財産の管理を怠る事実が，監査請求の対象となっています（地方自治法242条1項）。

Q4 どうやって監査請求をすればいいの？～監査請求の方法・様式

監査請求手続は，住民が地方公共団体の監査委員に監査請求書を提出することによって始まります。提出の方法は，持参または郵送のいずれでもよいこととされています。

監査担当窓口は，都道府県及び条例で監査事務局が設置されている市については監査事務局の窓口に，これが設置されていない市町村については監査委員の事務を補助する職員ということになります。

監査請求を行う際には，監査委員事務局に事前に電話で連絡をし，提出窓口・方法について確認することが確実です。

Q5 いつまで監査請求ができるの？～監査請求の期間

監査請求ができるのは，監査請求の対象となる行為のあった日，または終わった日から1年を経過するまでとなります。

例外として，1年を経過してしまったことに正当な理由があるときには1年を経過した後でも監査請求を行うことができます。ただ，監査請求人個人が監査請求の対象となる行為に気付かなかっただけでは，正当な理由は認められず，あくまで客観的事情に基づいて判断されることに注意してください。

例えば，新聞報道や議会だよりなどを通じてはじめて知った場合などには，1年経過後も監査請求ができる可能性があります。

Q6 どのような措置を求めることができるの？～求める措置・相手方

地方公共団体の損害を回復したり防いだりするために必要な措置を求めることができます。例えば、契約の相手方や職員に対して損害賠償・返還請求をすることなどが考えられます。

具体的な措置の内容や相手方は個別事案によって異なりますので、監査請求の段階で具体的に明示する必要は必ずしもありません。ですので、監査請求書には、「監査委員は、長その他の職員や相手方などに対し、A市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。」などと抽象的に記載すれば足ります。

Q7 どのような場合に措置がなされることになるの？～違法・不当

住民監査の結果、監査委員がお金を支出する行為をやめさせたり、支出されたお金の返還をさせたりする措置をとることになるのは、地方自治体などがお金を支出する行為が「違法もしくは不当」な場合であると監査委員が考えた場合です。

1) 「違法」とは？「不当」とは？

「違法」と「不当」というように2つの場合がありますので、それぞれについて簡単に説明します。

「違法」とは、法律や条例など定められた条文に違反したと認められる場合や、お金を支出するという判断があまりにも不合理な判断だと考えられる場合です。「不当」とは、例えば他の方法を採用すれば支出するお金の額を減らすことができたはずなのに、他の方法を採用しなかったなど不適切な判断がなされたと考えられる場合です。

2) あまり厳密に考えなくて大丈夫です！

このように、一応「違法」と「不当」は分けて考えられるのですが、あまり両者の区別を厳密に区別する意味はありませんので、住民監査請求の際はあまり気にしないで、「お金を支出するのは違法かつ不当である」と住民監査請求書に書けば十分です。

Q 8 資料を付ける必要はあるの？～事実証明書

監査請求書には、違法・不当な行為を明らかにする書面（「事実証明書」といいます。）を添付する必要があります。単なる憶測の監査請求を防止し、一方で、監査委員に監査の指針となる資料を提供することが理由です。

事実証明書は、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面であれば足够了。形式に制限はなく、例えば新聞記事の切抜きなどを書面にした場合にも、これに該当します。

ですので、厳密に考えなくても大丈夫です。

Q 9 資料はどこで手に入れればいいのか？

簡単に入手できる資料としては、新聞やインターネットの記事、議会だより等が考えられます。

より詳しい資料を手に入れたい場合には、地方公共団体に対して情報公開請求を行うことで、関係する書類を手に入れることができます。情報公開請求書の書式については、【第3章・書式集】をご覧ください。

Q10 監査請求書には何を書けばいいの？～監査請求書の形式・様式

監査請求書の様式については、地方自治法施行規則に定めがあります。自治体によっては、厳密に同規則に沿った様式を要求し、記載がない場合補正を求められることもあります。

ですが、同様式はあくまで指針にすぎず、法律の趣旨に則った記載がされていれば適法とすべきでしょう。

監査請求書の書式については、【第3章・書式集】も参照下さい。

【こんなことがありました。】

とある地方公共団体に住民監査請求を行った際、監査委員事務局から連絡があり、「請求人の自筆の署名が必要です」、「請求人の職業の記載が必要です」等と言われ、なかなか受理してくれなかったことがありました。監査請求に慣れていない地方自治体の場合、このような対応もあり得ますので、注意しましょう。

Q11 監査請求をしたあとはどうすればいいの？～意見陳述

1) 資料の適宜追加提出することができます。

住民監査請求をしたあとも、住民監査請求した事実について何か新しい資料がありましたら、適宜追加で提出することができます。

新聞の続報が出た場合や、自分で調べて資料を作成した場合（例えば、他の自治体に聞くなどして、贈賄で辞職した公務員に対する退職金の支払いの有無をしらべた結果）は、適宜追加提出するとよいでしょう。

2) 意見を直接述べる機会があります。

住民監査請求が受け付けられますと、通常、事務局から「〇月〇日に、××において、請求人は、意見を述べ、証拠を提出すること

ができる」旨の連絡が来ます。指定された日時に指定場所に行きま
すと、監査委員に直接口頭で、監査請求について意見を述べるこ
とができます。また適宜監査委員から質問されることもあります。

監査委員に、監査請求をした事実についてしっかり説明するチャ
ンスですのでぜひ活用してください。

【こんなことがありました。】

地方議会議員が政務活動費を支出して切手を大量に購入し（約780
0人分）、政務活動費を不正に着服したのではないかと疑われた事件で、住
民監査請求をした方は、意見陳述の際に7800人分の葉書を示して、
こんなに大量に葉書を郵送することはないはずだと説明したことがあつ
たそうです。監査委員にとっても実際に目で大量の葉書を見ることがで
きたので、とてもわかりやすく問題点を理解できたのではないかと思ひ
ます。

Q12 監査の結果はいつ出されるの？～監査期間

監査結果は、監査請求があった日から60日以内に出さなければなら
ないとされています。監査結果は、監査請求をした人に書面で通知され
るほか、地方公共団体の広報・ホームページに掲載するなどの方法によ
り公表されます。

過去にどのような監査請求がされたかはホームページを見れば分か
る場合もありますので、興味があれば調べてみましょう。

Q13 監査請求が認められたらどうなるの？～勧告

監査請求が認められた場合、監査委員は、地方公共団体の機関等に対
して、一定の期間内に必要な措置を講じるよう「勧告」を出します。勧
告の内容は、監査請求人に通知するのみならず、一般に公表しなければ

なりません。

勧告を受けた地方公共団体は、勧告の内容に従い必要な措置を講じるとともに、必要な措置を講じたことを監査委員に通知しなければなりません。これを受けた監査委員は、地方公共団体が必要な措置を講じたことを監査請求人に通知し、かつ、公表しなければなりません。

Q14 監査の結果に不服がある場合はどうすればいいの？～不服手段

監査の結果に不服がある場合、住民訴訟を提起する方法があります。

これは、監査請求人が原告となって、裁判所に財務会計行為または怠る事実の違法性を審理してもらう手続です。

住民訴訟は、監査結果の通知を受領した日から30日以内に提起しなければならないので、注意が必要です。

住民訴訟手続は、監査請求手続に比しても専門性が高いので、場合によっては弁護士(あるいはオンブズマン)に相談することも検討します。

第3章 書式集

○ 住民監査請求書

住民監査請求書

平成○年○月○日

A市監査委員 御中

請求人 (住所) A市○○…

(職業) 会社員

(氏名) ○ ○ ○ ○ (印)

請求の趣旨

(求める措置の内容を記載する。(例) 監査委員は、長その他の職員や相手方などに対し、A市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告するよう求める。)

請求の理由

(事案の概要や対象となる行為、違法・不当となる事由を記載する。)

○ 例えば、次の項目に留意する。

- 誰が、いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- どのような損害が地方公共団体に生じているのか。
- どのような措置を請求するのか

事実証明書

(事実証明書を添付する。)

○ 情報公開請求書

情報公開請求書の書式は、各地方自治体のホームページなどに公開されている場合が多いです。情報公開に関する担当部署に電話をすれば書式をもらえることもあります。以下では、参考までに、仙台市の情報公開請求書の書式に基づく記入例をご紹介します。

なお、どのような文書があるのか分からない場合、担当部署に事前に電話して確認してみると良いでしょう。

公文書開示請求書	
平成○年○月○日	
A市議会議長 御中	
請求者 (住所) A市○○…	
(氏名) ○ ○ ○ ○ (印)	
(電話) ○○-○○○-○○○○	
A市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。	
1 請求する公文書の名称又は内容	平成27年度A市議会議員の政務活動費の支出に関する文書一切
2 公文書の開示の区分	(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付
3 備考	

○ 事実証明書添付の仕方

監査請求書に添付する事実証明書は、原本である必要はなく、コピーで構いません。また、事実証明書は1通を提出すれば足りしますので、副本などを提出する必要はありません。

表 題	あなたにもできる！住民監査請求マニュアル（初版）
発 行	仙台市民オンブズマン
発行年月日	平成27年12月
連 絡 先	仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F 宮城県自治研究所内
電 話 番 号	022-227-9900
ファックス	022-227-3267